

堺市共同企業体協定書作成要領

堺市共同企業体協定書作成要領は、堺市が発注する建設工事及び建設工事に関連する設計業務、監理業務、測量業務、調査業務等（以下「業務」という。）に共同企業体で入札参加資格審査申請するに当たり、協定を締結する際に作成する建設工事共同企業体協定書又は設計共同体協定書について、留意すべき事項を示したものである。

1. 第1条関係

第1号中の工事名（業務名）は、入札参加希望工事（業務）の案件名称を記入してください。

2. 第2条関係

記入する共同企業体又は設計共同体（以下「JV」という。）の名称は、堺市電子調達システムで入札参加資格審査申請をする際に入力するJV名称と同じ名称です。

名称について、総文字数は最大60文字で設定し、株式会社等は省略してください。

また、商号を極端に短縮するなど、分かりにくい名称は使用しないでください。

（例）「大阪府建設株式会社」と「有限会社堺市工務店」のJVの場合

（可）大阪府建設・堺市工務店建設工事共同企業体

（可）大阪府・堺市建設工事共同企業体

（可）大阪・堺建設工事共同企業体

（可）OK・SK建設工事共同企業体

※ただし、それぞれのイニシャル（アルファベットでの短縮形）が対外的に通常使用されている場合に限りま

（可）大建・市工建設工事共同企業体

※ただし、それぞれの企業名称の短縮形が対外的に通常使用されている場合に限りま

（不可）大阪府建設株式会社・有限会社堺市工務店建設工事共同企業体

（不可）大阪府建設㈱・㈸堺市工務店建設工事共同企業体

（不可）O・S建設工事共同企業体

（不可）お・さ建設工事共同企業体

（不可）大・堺建設工事共同企業体

※「堺」は1文字で地名となるため認められるが、「大」は大阪の省略となるため不可となります。

3. 第3条関係

事務所所在地には、JVの事務所所在地を都道府県名から記入してください。

（大阪府内の場合は、「大阪府」を省略可とします。）

記入する所在地について、JV結成に伴い既に事務所を開設している場合には当該JV結成に伴って開設した事務所の所在地を、それ以外の場合には代表する構成員（以下

「代表構成員」という。)の所在地(代表構成員が契約先事務所でJVを結成した場合は当該契約先の所在地)を記入してください。

4. 第4条関係

第4条第1項の「年 月 日」部分には、JVの成立年月日を記入してください。記入する日付は、「入札参加資格審査申請受付開始日から実際に入札参加資格審査申請をする日までの間の任意の日」としてください。

5. 第5条関係

第5条には、各構成員の所在地(契約先でJVを結成した構成員の場合は、当該契約先所在地。以下同じ。)と商号又は名称(契約先でJVを結成した構成員の場合は、契約先の名称。以下同じ。)をそれぞれ記入してください。

並び順について特に決まりはありませんが、通常は代表構成員が上段に記入されます。

6. 第6条関係

代表構成員の商号(名称)を記入してください。代表者の役職及び氏名は不要です。

7. 第8条関係

第8条第1項の「商号又は名称」部分に、各構成員の商号(名称)を、「出資割合」の部分にそれぞれの出資比率を記入してください。

並び順について特に決まりはありませんが、通常は代表構成員が上段に記入されます。

8. 第11条関係

取引金融機関の記載欄には、JVとしての取引金融機関名を記入してください。支店名は省略可能です。

9. その他

(1) JVに係る協定を締結した旨の附則文の「_____外」の部分には、代表構成員の商号(名称)を、「__社」の部分には代表構成員以外の構成員数を記入してください。

(2) JVに係る協定を締結した旨の附則文には、第2条に記入したJVの名称を記入してください。

(3) JVに係る協定を締結した旨の附則文の「この協定書__通」の部分には、作成した協定書の通数を記入してください(本市への提出用に1枚作成する必要はありませんので、通常はJVの構成員数と一致します。)

(4) 協定書の最後の部分には、各構成員の所在地及び商号(名称)を第5条に準じて記入してください。代表者氏名については、各構成員の代表者の職氏名(契約先でJVを結成した構成員の場合は、受任者の職氏名)を記入してください(使用印鑑の捺印は不要です。)。また、日付部分には、第4条で記入したJVの成立年月日を記入してください。

(5) 協定書について、A4サイズ(裏表)又はA3サイズ(1枚)で作成している場合は、袋とじにする必要はありません。

10. 問合せ先

堺市上下水道局総務部理財・会計課

072-250-9139(直通)